

資 料

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 7 年 6 月 会 議
議 案 説 明 資 料

渋川賢一氏略歴

住 所 虻田郡洞爺湖町

氏 名 しぶ かわ けん いち
渋 川 賢 一

生年月日 昭和 年 月 日生

学 歴 昭和61年 3月 北海道教育大学函館分校卒業

公務員歴	昭和61年 4月	登別市立登別温泉中学校教諭
	平成 5年 4月	ベルリン国際日本人学校教諭
	平成 8年 4月	登別市立登別温泉中学校教諭
	平成10年 4月	伊達市立伊達小学校教諭
	平成12年 4月	北海道教育庁留萌教育局指導主事
	平成14年 4月	北海道教育庁胆振教育局指導主事
	平成17年 1月	北海道教育庁総務政策課参事（適正配置）指導主事
	平成17年 4月	北海道教育庁高校教育課指導主事
	平成18年 4月	北海道登別明日中等教育学校開校準備事務室開校事務取扱
	平成19年 4月	北海道登別明日中等教育学校教頭
	平成22年 4月	北海道教育庁根室教育局教育支援課長
	平成25年10月	北海道教育庁空知教育局教育支援課長
	平成27年 4月	厚真町立厚真中学校校長
	平成31年 4月	北海道教育庁胆振教育局義務教育指導監
	令和 3年 4月	室蘭市立室蘭西中学校校長
	令和 4年 6月	洞爺湖町教育委員会教育長

洞爺湖町職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
(介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が要介護者（、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第15条の3第1項において「配偶者等」という。</u>）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2及び3 略 （配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） <u>第15条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」と</u>	(介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が要介護者（、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）</u>）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2及び3 略

いう。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第15条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

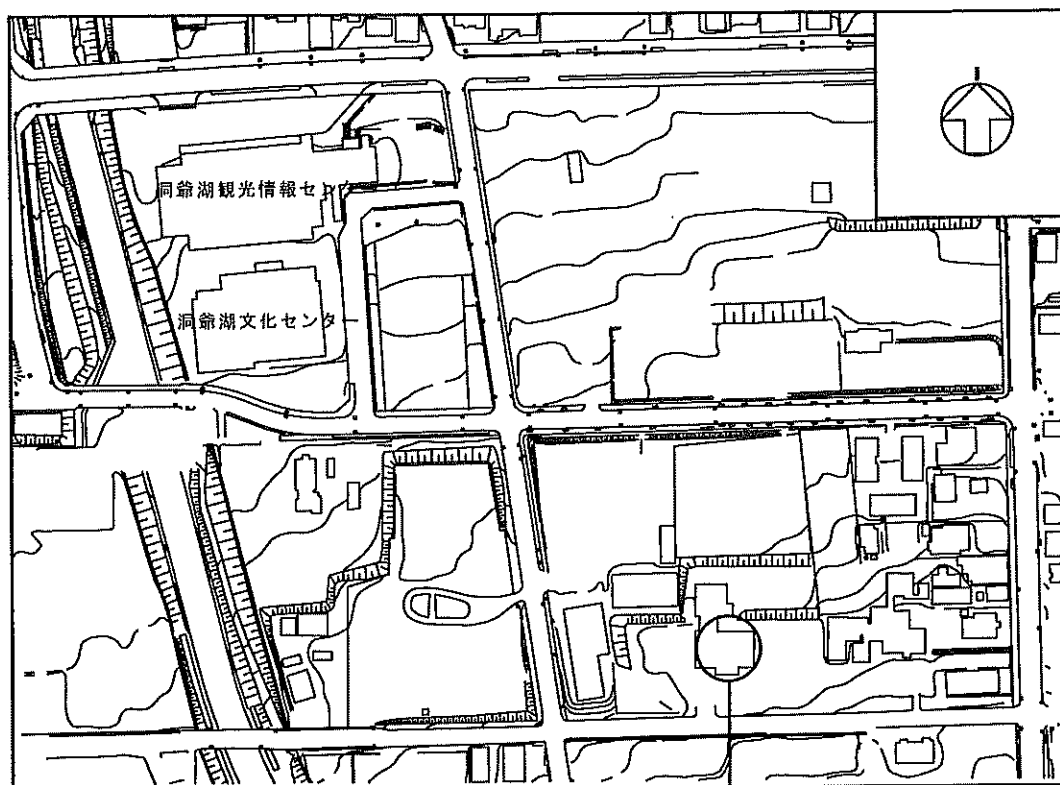
洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
(部分休業の承認) 第19条 略 2 略 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成30年法律第76号）第61条の2第20項	(部分休業の承認) 第19条 略 2 略 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成30年法律第76号）第61条第32項におい

洞爺湖町集会所条例新旧対照表

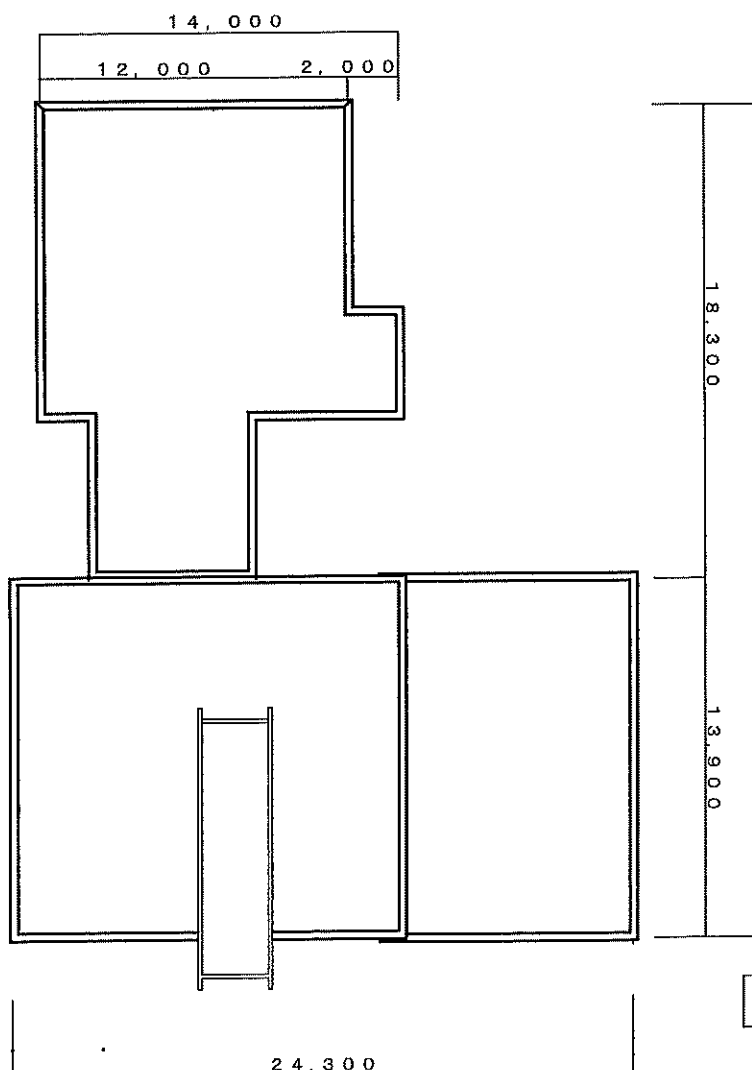
改 正 案		現 行	
(名称及び位置) 第2条 集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
略	略	略	略
泉集会所	虻田郡洞爺湖町入江224番地8	泉集会所	虻田郡洞爺湖町入江224番地8
		洞爺湖温泉中央集会所	虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉132番地1
赤川集会所	虻田郡洞爺湖町高砂町18番地12	赤川集会所	虻田郡洞爺湖町高砂町18番地12
略	略	略	略
清水集会所	虻田郡洞爺湖町清水53番地6清水団地内	清水集会所	虻田郡洞爺湖町清水60番地3
略	略	略	略

洞爺湖温泉中央集会所解体工事 工事概要



位置図

施工場所



平面図

工事名 洞爺湖温泉中央集会所解体工事

解体規模 鉄筋コンクリート造

地上3階、地下1階

建築面積 548.34㎡

延床面積 1248.69㎡

付帯設備 自家発電機(1基)

オイルタンク490L(4基)

アスファルト舗装(一式)

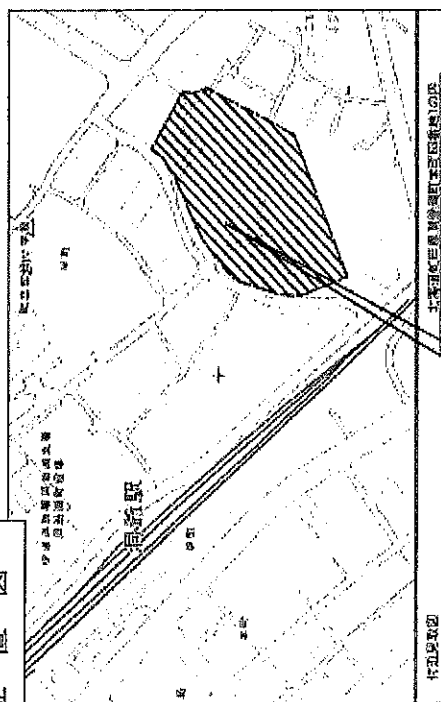
給水用高置タンク一式

(仮称) あぶた保育所新築工事（建築工事・電気設備工事・機械設備工事）

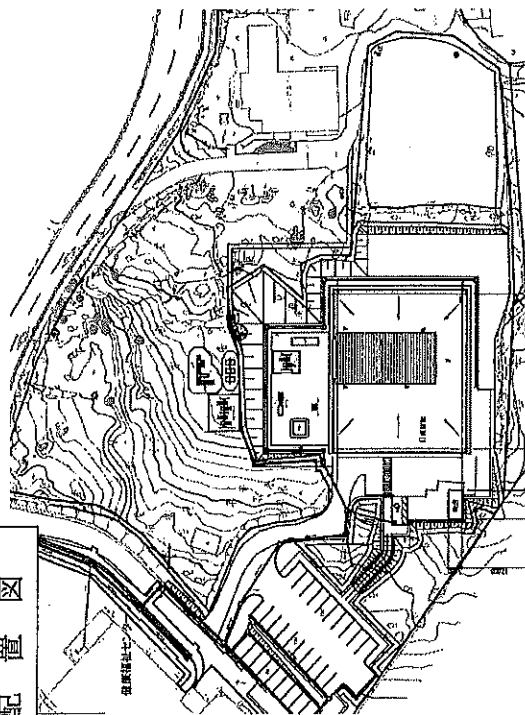
建物の概要

所在地番	虹田郡洞爺湖町栄町63番地1の内
構造	木造平屋建て
延床面積	900.05㎡
建築面積	920.53㎡

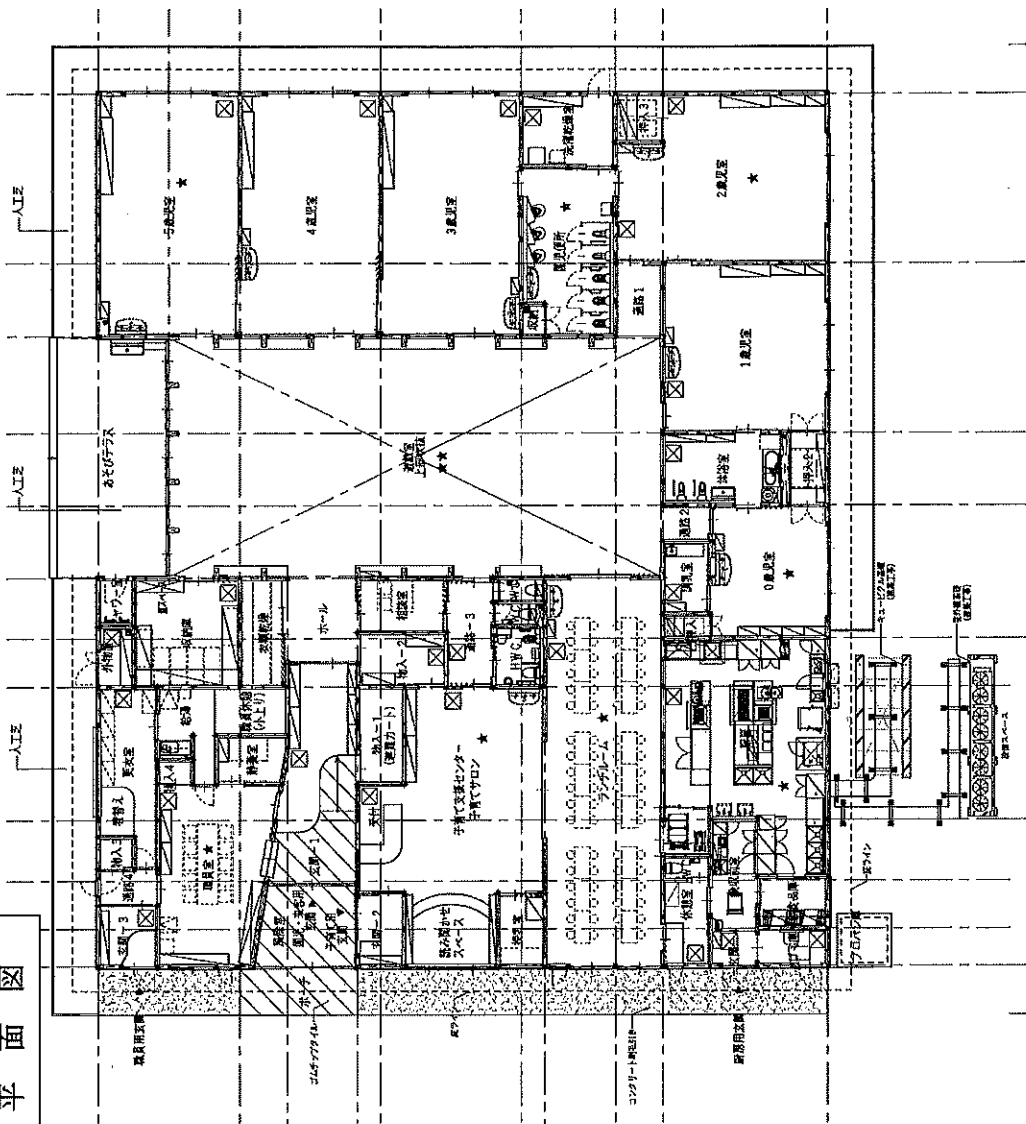
位置図



配置図

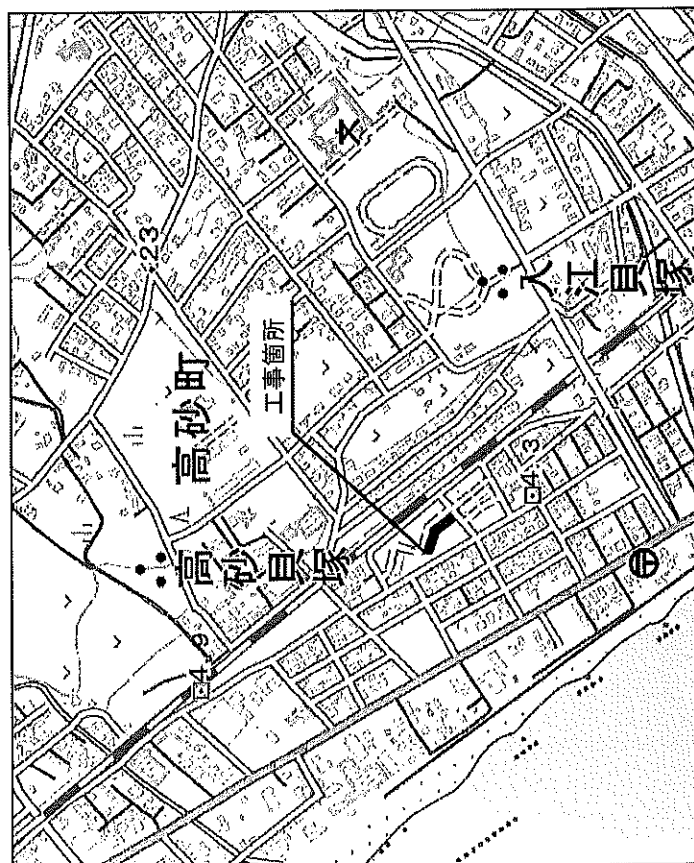


平面図



高砂団地2号棟改修工事（建築工事）

位置図

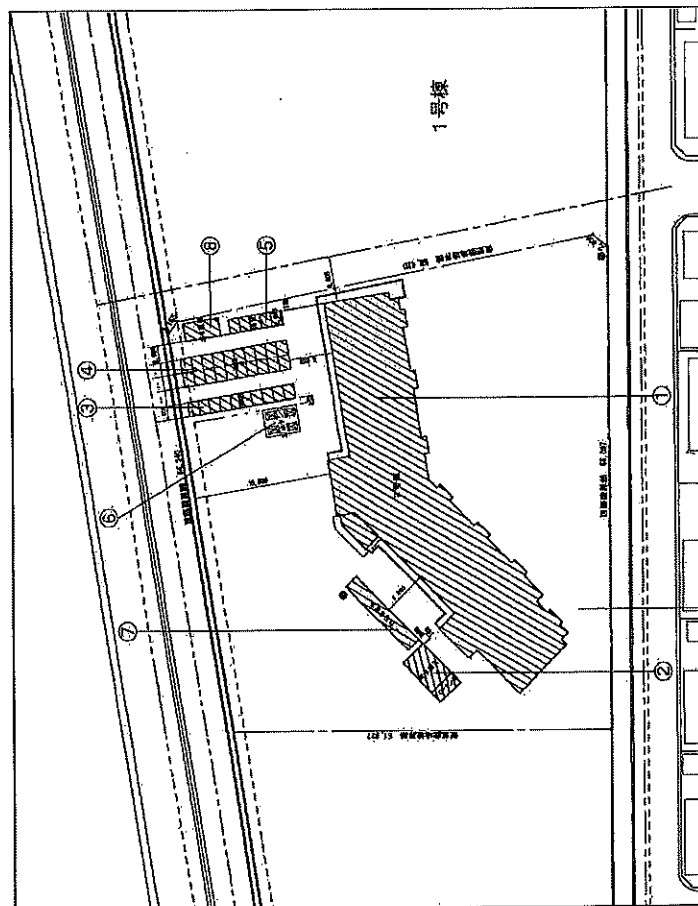


○工事概要

経年劣化が進んでいる屋上及び外壁の長寿命化型の改善を実施し、建物の長期的な活用を図ります。

- ・屋上防水改修工事 1式
- ・外壁改修工事 1式

案内図・配置図



■ 棟名称

- ① 本体棟
- ② 水槽室・プロパン庫
- ③ 物置1
- ④ 物置2
- ⑤ 物置3
- ⑥ オイルタンク置場1
- ⑦ 自転車置場
- ⑧ ごみ置場

建物概要

- a. 主要用途 共同住宅（町営住宅）
- b. 建築面積 742.44㎡
- c. 延床面積 2,953.16㎡
- d. 規模 地上5階
- e. 構造種別 PC造

